

毒物劇物販売業登録申請について

1. 概要

毒物劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列しようとする者は、店舗ごとに販売業の登録を受ける必要があります。

次の事項に該当する場合には、新規登録申請が必要です。

- | |
|--|
| ① 新たに毒物劇物販売業を始める場合 |
| ② 経営者が変わる場合（相続、譲渡、個人⇄法人、法人の合併など） |
| ③ 登録の種類が変わる場合（農業用品目販売業から一般販売業へ変更する場合など） |
| ④ 全面改築を行う場合
（既存の店舗を取り壊して新築する場合。改装や一部分の改築は変更届の対象です。） |
| ⑤ 仮店舗を開設する場合
（既存の店舗を全面改築する際に、仮店舗で毒物劇物の販売を行う場合） |
| ⑥ 店舗を移転する場合
（同一ビル内で階を移動する場合も新規申請が必要です（オーダー販売業を除く。）） |
| ⑦ 登録更新申請を登録満了日までに行わなかった場合（期限切れ新規） |

2. 登録の種類

種 類	取り扱える品目
一 般 販 売 業	すべての毒物及び劇物
農業用品目販売業	農業用品目として施行規則第4条の2で定める品目
特定品目販売業	特定品目として施行規則第4条の3で定める品目

3. オーダー販売業について

販売業のうち、毒物及び劇物を直接取り扱わず、伝票操作のみの販売（注文を受けて仕入先へ注文し、現物は仕入先が販売先へ直接配送する）で、自ら運送又は運送の手配を行わない場合、オーダー販売業に該当します。オーダー販売業では、店舗に一時的であっても毒物劇物を貯蔵、陳列すること、運搬すること及び運送の手配をすることはできません。

	オーダー以外	オーダー
販売・授与	可	可
貯蔵・陳列 (サンプルを含む)	可	不可
運搬・運送の手配	可	不可
取扱責任者	要	不要
貯蔵設備	要	不要

4. 登録基準等（詳細は審査基準をご覧ください）

（1）申請者の人的要件

毒物劇物販売業の登録を取り消され、取り消しの日から起算して2年を経過していないときは、登録することができません。

（2）毒物劇物取扱責任者の設置（オーダー販売業を除く）

毒物又は劇物を直接取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

詳細は、手引き「毒物劇物取扱責任者設置届について（販売業・業務上取扱者）」をご覧ください。

（3）構造設備の要件（オーダー販売業を除く。）

- 毒物又は劇物とその他のものとを区分して貯蔵できる専用のものであること
- 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること
- 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること
- 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける堅固な設備があること
ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りではない。
- 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること
- 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける堅固な設備があること。
- 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること
- 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示すること
- 薬局との兼業の場合、保管庫を調剤室以外の場所に設置すること

5. 新規登録申請

(1) 必要な書類

申請手数料：14,700円

提出部数：1部（写しを取って、控えを保管してください。）

書類名称	オーダー以外	オーダー
① 毒物劇物販売業登録申請書 (毒物及び劇物取締法施行規則第2号様式)	○	○
② 付近の見取り図 ※同一フロアに複数の店舗等がある場合はフロア全体の配置図も添付してください。	○	○
③ 店舗の平面図	○	×
④ 毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真	○	×
⑤ 申請者が法人の場合は登記事項証明書 (発行後6か月以内のもの)	○	○
⑥ 毒物劇物取扱責任者設置届	○	×
⑦ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類	○	×
⑧ 毒物劇物取扱責任者の診断書	○	×
⑨ 毒物劇物取扱責任者の宣誓書	○	×
⑩ 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書又は 雇用契約書の写し	○	×

※詳細は「毒物劇物取扱責任者設置届について(販売業・業務上取扱者)」をご覧ください。

(2) 添付書類の省略

本申請以前に医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に係る申請・届出において、同一申請者が同一内容の書類をすでに吹田市に提出している場合は、その旨を申請書の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。

① 添付書類を省略できる申請（届出）者

ア 医薬品医療機器等法に係る薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可を受けた者又は許可申請中の者

イ 医薬品医療機器等法に係る管理医療機器販売業・貸与業の届出を行った者

ウ 毒物及び劇物取締法に係る毒物劇物販売業の登録を受けた者又は登録申請中の者

エ 毒物及び劇物取締法に係る業務上取扱者の届出を行った者

② 添付書類を省略できない場合

ア 期限切れにより、新たに登録申請する場合

イ 既登録店舗を廃止してから30日を超えて申請する場合

③ 省略できる添付書類

- ・ 登記事項証明書
- ・ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ・ 毒物劇物取扱責任者の診断書

④ 備考欄への記載例

「本申請に係る添付書類（〇〇〇〇〇）は、〇〇薬局（第〇〇〇〇号）の申請書（変更届）に添付済み。」

(3) 申請書等の記載上の留意点

【登録申請書】

① 登録の種類

- ・ 一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当するものを○で囲んでください。

② 店舗の名称

- ・ 薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等販売業許可を既に受けている場合は、同じ名称にしてください。

③ 店舗の所在地

- ・ 住居表示のとおり記載し、ビル等の場合には、「〇〇ビル△階」等詳しく記載してください。

④ 備考

- ・ 申請者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載してください。
- ・ 薬局開設、医薬品販売業若しくは高度管理医療機器等販売業の許可又は毒物劇物製造（輸入）業の登録を既に受けている場合は、許可（登録）番号及び許可（登録）年月日を記載してください。また、申請中の場合は、その旨を記載してください。
- ・ 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、「オーダー」と記載してください。

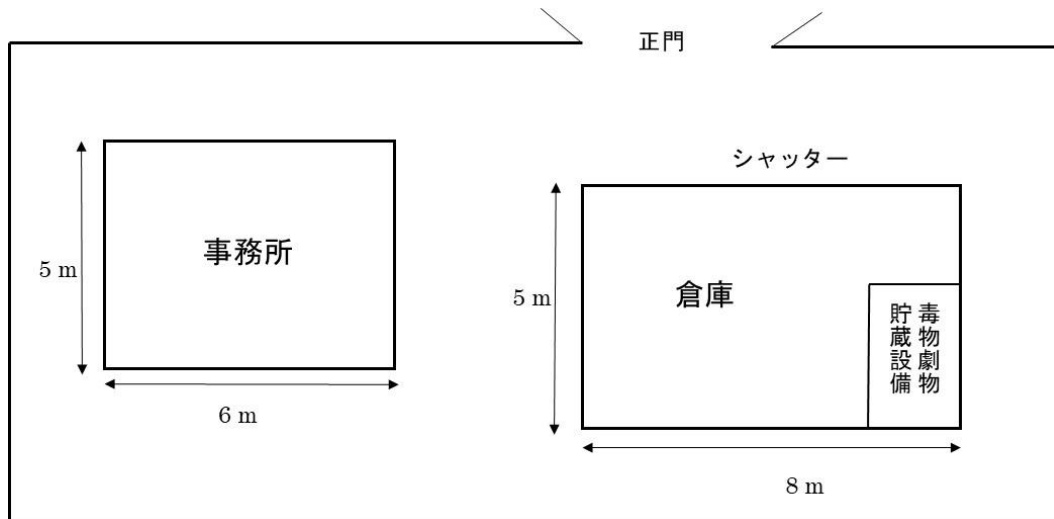
⑤ 申請者の住所及び氏名

- ・ 住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
- ・ 氏名は、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者名を記載してください。

【店舗の平面図】

- ・ 定規等を用いて正確に作成してください。
- ・ 毒物劇物の貯蔵設備を記載してください。
- ・ 店舗の所在地と離れた場所に倉庫（大阪府内に限る。）がある場合は、その所在地も記載してください。

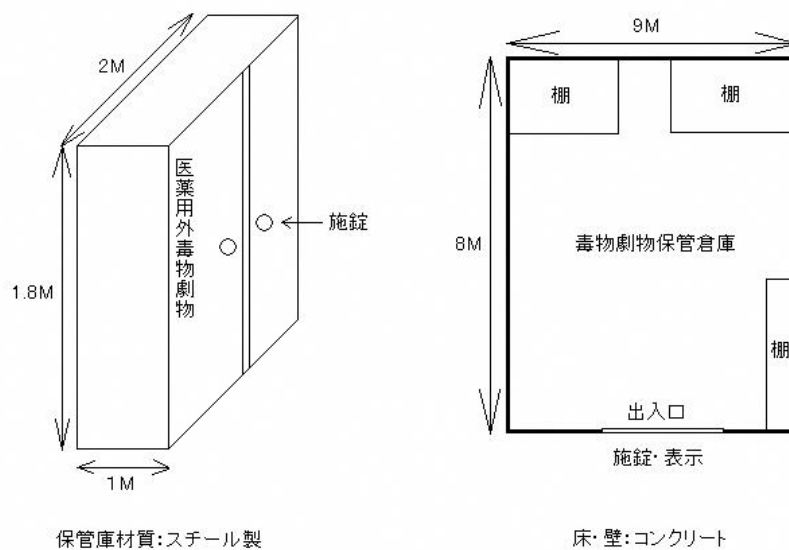
《記載例》



【毒物劇物の貯蔵設備の概要図】

- ・ 施錠及び「医薬用外毒物劇物」の表示がわかるよう記載してください。
 - ・ 床・壁の材質、施錠、表示について記載してください。
- なお、入り口が数か所ある場合は各々の施錠・表示箇所を記載してください。

《記載例》



別記第2号様式(第2条関係) <<記載例>>

該当する業務の種類を○で囲んでください。

一般販売業

毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
 特定品目販売業

住居表示のとおり記入し、ビル等の場合には、「○○ビル△階」等詳しく記載してください。

店舗の所在地及び名称	吹田市泉町○-○-○ 吹田ビル5F 株式会社○○○ 吹田営業所 (Tel)		
備考	申請者の欠格事項	毒物及び劇物取締法第19条第2項又は第4項の規定により、登録を取り消され、取り消しの日から起算して2年を経過していないこと	無・有 (その内容)
	<p>該当するものを○で囲んでください。 「有」の場合は、内容も記載してください。</p> <p>オーダー販売業の場合は、「オーダー」と記載してください。</p>		

一般販売業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。
 特定品目販売業

該当する業務の種類を○で囲んでください。

年 月 日

号

住所

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

東京都○○区○○△丁目△番△△

氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

株式会社○○○

代表取締役 ○○ ○○

法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者役職・氏名を記載してください。

吹田市保健所長 様

連絡先 Tel 06-○○○○○-○○○○○

担当者 ○○